平成２２年（フ）第７６号
金沢市畝田東２丁目217番地１
債務者　覚本　裕子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第８６号
石川県石川郡野々市町本町３丁目13番24号
木戸秀行貸家001号室
債務者　中山　愛子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第８９号
金沢市山王町２丁目11番地
債務者　中島まき子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第９０号
金沢市山王町２丁目11番地
債務者　中島　　努
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第９５号
石川県河北郡内灘町字千鳥台１丁目81番地３
債務者　能瀬江美子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第９６号
金沢市泉本町３丁目66番地２
債務者　浮田　友成
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第９９号
石川県河北郡津幡町字清水ニ341番地３
ラ・フォーレ清水Ｂ棟208号、従前の住所石川県河北郡津幡町字津幡チ21番地10
債務者　金吹　松美
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第８２６号
名古屋市千種区千種２丁目15番５号　サンシティーガーデンヒルズ千種306
債務者　梅村　好治
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５４号
愛知県清須市清洲2017番地２　クレスト須ヶ口202
債務者　冨田　和男
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５２号
名古屋市熱田区外土居町１番８号　都荘201号
債務者　片山　節夫
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０８号
愛知県豊田市市木町５丁目３番地１　エクセレンス103号
債務者　後藤　陽子
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
三重県松阪市川井町1032番地１
債務者　田中　悦子
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第３４号
三重県松阪市茶与町７番地９
債務者　中西ますみ
１　決定年月日時　平成22年４月19日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第３０号
京都府京丹後市峰山町杉谷663番地の７
債務者　長野　春代
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第９２号
香川県高松市東山崎町426番地３
債務者　山西　　誠
１　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１３２号
福岡市南区柏原２丁目９番13号、旧住所福岡市南区中尾２丁目37番17号
債務者　栗山　武司
１　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２５３号
福岡市東区大岳３丁目16番11号
債務者　池田　直樹
１　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部